

# お 知 ら せ

## 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う 事業の中止期間の延長について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、子ども・子育てプラザの事業の中止期間を延長します。

ご利用のみなさまのご不便をおかけしますが、子どもの安全確保のため、ご理解・ご協力の程、よろしくお願いいたします。

※ただし、電話及び窓口での相談、ファミリー・サポート・センター事業については、実施しています。

### ◎ 事業中止期間

**令和2年2月29日(土) ～ 令和2年5月31日(日)**

※令和2年6月1日(月)は、休館日になります。

※令和2年5月15日(金)頃に、大阪府独自の基準に基づく自粛要請・解除及び対策の基本的な考え方を踏まえ、取り扱い期間が変更になる場合があります。

住之江区子ども・子育てプラザ

電話06-6674-5405